

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県議会に係る知事の権限に属する事務の専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則	【規則】	行政改革推進室			
○ 岡山県庁文書保存分類表の一部改正	【訓令】 （県例規集登載）	総務学事課			
〃	（以上県例規集登載）	〃			
○ 令和六年度自衛官第五次募集（自衛官候補生）	【告示】	危機管理課			
○ 指定居宅サービスの事業の廃止	【公告】	指導監査課			
○ 優良図書の推奨		子ども家庭課			
○ 有害図書の指定		〃			
○ 保安林の指定施業要件の変更予定		治山課			
〃		〃			
〃		〃			
○ 落札者等の決定	【公告】	デジタル推進課			
				担当課（室）	

◎岡山県規則第三十八号

岡山県議会に係る知事の権限に属する事務の専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県議会に係る知事の権限に属する事務の専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則

岡山県議会に係る知事の権限に属する事務の専決及び代決に関する規則（令和五年岡山県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表2の項1中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第二十号）の一部を次のように改正する

令和六年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆太

第四表第一分類D第二分類6の表第三分類1の項を次のように改める。

1	公有財産 管理	〃	3	維持管理	5	取得処分	30	所属指定 等	30	有価証券 管理	5	財産台帳	30	境界確定 成果	30	不動産登 記	30	異動報告 等	30	行政財産 使用許可	5
		公有財産 貸付契約	5	固定資産 台帳	30	固定資産 台帳調査	5														

第四表第一分類D第二分類6の表第三分類7の項及び8の項を次のように改める。

[illegible]

第四表第一分類D第二分類6の表第三分類Aの項を次のように改める。

[illegible]

第四表第一分類G第二分類1の表第三分類9の項を次のように改める。

[illegible]

	町 村 会	3	望	3		生 広 域 連 携 推進事業	3	「知事連 合」	3								
--	-------	---	---	---	--	-------------------	---	------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類H第二分類3の表第三分類0の項を次のように改める。

0	総 括	総 括	3	例 規	30	表 彰	10	叙 勲	30								
---	-----	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類H第二分類4の表第三分類2の項を次のように改める。

2	地域交通	"	3			井原線・ 智頭線	5	地方バス 路線維持 対策	5	離島航路 維持対策	5	運輸事業 振興助成	5	鉄道輸送 高度化補 助	10	水島臨海 鉄道	3		地域ナン バー	5
	公共交通 利用促進		5	生活交通 確保補助	5	宇高航路	3	地域公共 交通会議	3	J R 在来 線利用促 進	5	自動車運 転代行業	5	自家用有 償旅客運 送	5	調査研究	5	再構築方 針	10	

第四表第一分類H第二分類9の表第三分類3の項を次のように改める。

3	体育施設	"	3	指定管理 者	30	委託契約	5	業務報告	5	補 助 金	10	"	3	維持修繕	10	インボイ ス	10			
---	------	---	---	-----------	----	------	---	------	---	-------	----	---	---	------	----	-----------	----	--	--	--

第四表第一分類M第二分類0の表第三分類2の項を次のように改める。

2	地球環境	"	3	普及啓発	5	環境月間	3	環境学習	5	国際協力	3	補 助 金	5	地球温暖 化対策実 行計画	5	地球温暖 化対策	3	省資源・ 省エネルギー	5	エコパート ナーシット おみやま	3
				地球温暖 化防止活 動推進員	5	太陽光発 電補助金	17	電気自動 車等補助 金	10	太陽熱利 用システ ム補助金	15	家庭の省 エネ対策 補助金	15	気候変動 適応	3						

第四表第一分類M第二分類2の表第三分類9の項を次のように改める。

9	生活環境 一般	"	3					環境教育	3	国立天文 台関係	3	苦情処理	3	その他調 査報告等	1						
---	------------	---	---	--	--	--	--	------	---	-------------	---	------	---	--------------	---	--	--	--	--	--	--

[illegible]

	B	小児慢性 特定疾病 対策	総括指定医療機関	510	補助金・負担金	5	対象患者認定	5	医療給付	5	認定審査会	3	諸届	1	診療報酬の過誤	3	手帳交付	5	委託契約	10	小児慢性日常生活用具給付事業	5
C		難病対策	総括	5	補助金・負担金	5	難病患者地域支援対策推進事業	5					患者・家族のつどい事業	3	諸届・適用区分	1	難病医療提供体制	5				
D		原爆被爆者対策	総括台帳	530	補助金	5	健康手帳交付	30	被爆者異動	5	健康診断	5	一般疾病医療費	5	原爆症認定患者	30	厚生労働省報告	3	手当認定	5	被爆者指定期間指定	30
			プレイヤリークア研究会	5	神経難病患者在宅医療支援事業	5	難病相談・支援センター事業	5	難病ホームヘルパー研修終了者名簿	30	対象患者認定	5	医療給付	5	指定医療機関	10	指定医	5	認定審査会	3	対策協議会	3

D	子育て環境づくり	3	3	3	5	5	30	子育て応援宣言企業	5	アドバンステクニクス企業認定	5				
	3			おかやま 次世代サ ポーター	3	企画啓発	5	補助金	5	表彰	30				

[illegible]

[illegible][illegible]

協業組合 ・企業組 合	3	30	設立認可	30	30	3	3	3	30				
3	3	30	30	30	3	3	3	30					

[illegible]

G	農林土木 検査	〃	3	例	規	30	進行管理	2	認	定	2	公共事業 評価	5			コスト縮 減	10					
---	------------	---	---	---	---	----	------	---	---	---	---	------------	---	--	--	-----------	----	--	--	--	--	--

新規就農	3	補助金	5	協議会	3	相談台帳	3	相談活動	5	海外派遣 研修	5	新規就農 研修	5	新規就農 者支援対 策事業	5	就農支援 資金貸付 事業	20
新規就農	3	補助金	5	協議会	3	相談台帳	3	相談活動	5	海外派遣 研修	5	新規就農 研修	5	新規就農 者支援対 策事業	5	就農支援 資金貸付 事業	20

A	者確保					企業等参 入促進	3	農場管理 事業	5	国庫補助 (10年保 存)	10	国庫補助 (5年保 存)	5	青年等就 農資金	17	情報発信	3		
---	-----	--	--	--	--	-------------	---	------------	---	---------------------	----	--------------------	---	-------------	----	------	---	--	--

第四表第一分類W第二分類1の表第三分類0の項を次のように改める。

0	総 括	総 括	3	例 規	30	例 規	5												
---	--------	--------	---	--------	----	--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類Y第二分類1の表第三分類Jの項を次のように改める。

J	林業・木材産 業循環成長対 策事業	”	5	例 規	30	補 助 金	5	事業計画	5	協 議 会	5	交 付 金	5						
---	-------------------------	---	---	--------	----	-------------	---	------	---	-------------	---	-------------	---	--	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和五年度以降に完結した文書から適用し、令和四年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

令和六年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆太

第四表第一分類D第二分類1の表第三分類5の項を次のように改める

[illegible]

4	会計年度 会等	総 括	5			資金台帳	7	年末調整 関係申告 書	7			住民税特別 徴収税額決 定通知書	5	雇用保険	4	社会保険	4	源泉徴収 に係る法 定調書	7	マイナン バー届出 書	7
---	------------	--------	---	--	--	------	---	-------------------	---	--	--	------------------------	---	------	---	------	---	---------------------	---	-------------------	---

[illegible][illegible]

第四表第一分類N第二分類Oの表第三分類2の項を次のように改める。

2	衛生教育	〃	3	実施報告書	1		学 会	1	地区組織	3						地域保健推進特別事業	5			
---	------	---	---	-------	---	--	-----	---	------	---	--	--	--	--	--	------------	---	--	--	--

第四表第一分類P第二分類3の表第三分類Gの項を次のように改める。

G	新型コロナウイルス 感染症対策	〃	5	〃	30	補助金・ 交付金	5	疫学調査	5	患者情報	5	検 査	5	入院・療 養	5	集団発生	5	要 請 等	5	対策本部	5
	ワクチン 接種		5																		

第四表第一分類Q第二分類6の表中 「 婦人・母子福祉 」 を 「 困難女性・母子福祉 」 に改める。

第四表第一分類Q第二分類6の表第三分類1の項を次のように改める。

1	困難な問題を抱える女性	〃	3	女性相談支援員	3	女性支援事業費補助（負担）金	5													
---	-------------	---	---	---------	---	----------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類R第二分類4の表第三分類1の項を次のように改める。

1	貸 金 業	〃	3	貸金業者台帳・登録簿	30		登録申請書	10	変更届出書	3	開始・廃業等届出書	10	行政処分	10	調査・報告等	3	事業報告書等	3	立入検査	3
	貸金業協会		3	貸金業務取扱主任者	3	指定信用情報機関	3	指定紛争解決機関	3	苦情相談	3	更新手続通知	1				業務改善命令等	5		

第四表第一分類T第二分類0の表第三分類1の項を次のように改める。

	〃	3	農林漁業活力向上運動	3		国際農業交流	3	農林漁業情報化対策	3	試験研究計画等	3	農業開発研究所	3	農林水産祭	3	実りのフェスティバル	3	試験研究補助金	5
--	---	---	------------	---	--	--------	---	-----------	---	---------	---	---------	---	-------	---	------------	---	---------	---

1	農林企画	農林漁業活性化対策	3	農林行政総合情報システム	5	補助金	5												
---	------	-----------	---	--------------	---	-----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類T第二分類1の表第三分類Aの項を次のように改める。

A	地域農業推進対策	〃	3	補助金	5	農業経営基盤強化促進対策	5	市町村基本構想	5	認定農業者	5	人・農地プラン	10	地域計画	10							
---	----------	---	---	-----	---	--------------	---	---------	---	-------	---	---------	----	------	----	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類T第二分類3の表第三分類0の項を次のように改める。

0	総括	総括	3	例規	30			制度普及推進	3	業務等調査	3	事業計画 事業報告	3									
---	----	----	---	----	----	--	--	--------	---	-------	---	--------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類X第二分類3の表第三分類7の項を次のように改める。

7	合併	〃	5	合併指導	5			合併推進協議会	5	調査報告	3											
---	----	---	---	------	---	--	--	---------	---	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類Z第二分類1の表第三分類6の項を次のように改める。

6	所有者不明土地	〃	3	地域福利増進事業裁定 (10年以下)	10	監督処分	10	地域福利増進事業裁定 (10年超)	30													
---	---------	---	---	-----------------------	----	------	----	----------------------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和六年度以降に完結した文書から適用し、令和五年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

令和6年7月30日 岡山県公報 第12621号

◎岡山県告示第三百五十五号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和六年度募集の要領は、次のとおりである。

令和六年七月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和六年八月一日から同年九月十日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

令和六年九月十六日から同月十九日までの間で、志願者本人が希望する日時

2 口述試験及び身体検査

令和六年九月二十三日、同月二十七日、同月二十八日及び同月三十日のうち指定する一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

3 陸上自衛隊日本原駐屯地（勝田郡奈義町）

4 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

5 右記のほかに設定する場合がある。

八 採用予定時期

1 令和七年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記のほかに設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二二―七三五八

令和6年7月30日 岡山県公報 第12621号

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二―二三―四
自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二四―二八―四
ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第三百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年七月三十日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

蒜山デイサービスセンター

2 所在地

岡山県真庭市蒜山上長田二八―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鷺園

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三三七―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年七月二十三日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇〇六四一

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第三百五十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和六年七月三十日

番号	図 書 名	著 者	作	岡山県知事伊原隆太 発行所	対象
1	こうつうあんぜんなぞなぞ どうろのやくそく	平田 昌広	作	あかね書房	幼児
2	あなたがいるだけで 〜おばあちゃんからのてがみ〜	オカダ ケイコ やまの えりい はるか みつた	絵 作 絵	理論社	小学生（低）
3	たった2℃で・・・ 地球の気温上昇がもたらす環境災害	キム・フアン チヨン・ジンギョン	文 絵	童心社	〃
4	スナックこども	今丈 ヒロ子 まつなが もえ	作 絵	理論社	小学生（中）
5	世界ではじめての女性大統領のはなし	ラウン・フリーダংশリンズ 朱位 昌併	作 訳	平凡社	〃
6	もし、世界にわたしがいなかったら	ピクターD. O. サントス アンナ・フォルラティ	文 絵	西村書店	小学生（高）
7	北緯44度 浩太の夏 ぼくらは戦争を知らなかった	金原 瑞人 有島 希音 ゆの	訳 作 絵	岩崎書店	〃
8	再会の日に	中山 聖子	作	〃	中学生
9	ぼくの色、見つけた！	志津 栄子 末山 りん	作 絵	講談社	〃

◎岡山県告示第三百五十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。
令和六年七月三十日

		岡山県知事		伊原木 隆 太	
番号	種 別	名 称	発 行 者 等		
1	雑 誌	50代からの男のグラフィック 2024年8月号	一 水 社		
2	〃	ソフト・オン・デマンド 2024年8月号	SODクリエイト		
3	〃	裏ネタJACK 2024年8月号	ダイアプレス		
4	〃	裏モノJAPAN 2024年8月号	鉄 人 社		
5	〃	恋愛白書パステル 2024年8月号	宙 あおぞら出版		

◎岡山県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

赤磐市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年七月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

赤磐市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年7月30日 岡山県公報 第12621号

〔三九一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年七月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称及び数量

岡山情報ハイウェイ運用管理委託 一式

二 契約期間

令和六年九月一日から令和九年八月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部デジタル推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和六年七月八日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社オービス

岡山市北区大内田六七五番地

六 落札金額

一月当たり八、一九五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七四五、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和六年五月二十八日